

令和元年第 21 回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年 11 月 8 日（金）
場 所 富士見台小学校 フリールーム

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委員 新 井 良 保
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 伊 神 泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成 19 年陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成 23 年陳情第 4 号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成 23 年陳情第 20 号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成 25 年陳情第 9 号 都市計画道路補助 135 号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成 26 年陳情第 1 号 都市計画道路補助第 135 号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成 26 年陳情第 2 号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成 27 年陳情第 6 号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成 27 年陳情第 9 号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成 28 年陳情第 3 号 就学援助の入学準備金 3 月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第 3 号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和元年陳情第 4 号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告

① その他

i その他

4 視察

(1) 富士見台小学校における授業

(2) 北原小ねりっこクラブ

開 会	午前	10時00分
閉 会	午前	11時09分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

会議に欠席した者の職・氏名

こども家庭部保育課長	宮 原 正 量
------------	---------

教育長

ただいまから、令和元年第21回教育委員会定例会を開催する。

本日は、富士見台小学校のフリールームをお借りして、出前教育委員会として行う。

学校の皆様にはご協力いただき、感謝申し上げます。

また、本日は案件の最後に、視察と午後1時30分から体育館で児童の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については、各委員のご協力をお願いする。

こども家庭部長

本日、保育課長は公務により欠席をさせていただいている。よろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情11件、協議2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

はじめに、陳情案件である。陳情(9)平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金
3月支給など、制度拡充に関する陳情。この陳情については、本日、新たに資料が提出
されている。事務局より、資料の説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

今、課長より、この資料の説明だけではなく、この陳情に沿って現時点での区の考え
方についても、口頭であるが話があった。委員の皆様にお諮りしたいのであるが、本日
この陳情については結論を出していきたいと思っている。今、説明のあった内容を踏ま
えて、各委員のご意見、ご質問を伺い、そして結論を出していきたいと思うのでよろし
く願います。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

なお、陳情項目が4つあるので、どの項目に対するご意見かを明確にしてご発言いただくようお願いする。

2つ目の項目、生活保護基準の切り下げは、直近ではいつあったのか。

学務課長

直近では2年前にあったが、大きな影響はなかった。4、5年前に、比較的大きな規模の改定が行われたが、そのときも、この1.2倍の考え方は変更せずに堅持したところである。

教育長

3つ目の項目、クラブ活動費とか生徒会費、PTA会費については、この制度を使っている方から要望はあるか。

学務課長

具体的な要望は、私の耳には入ってきていない。先ほど申し上げたように、クラブ活動費は手芸といった工作等の実費程度であること、生徒会費は年間で100円の花束代ということで、学校側も説明している。就学援助は、保護者の負担の軽減が目的の助成であり、そういった内容の要望については聞いていない。

教育長

何かご意見、ご質問はあるか。いかがか。

坂口委員

この陳情について、それぞれ妥当な説明をしていただき、納得した。驚いたのは、3ページの就学援助費の推移である。小学校も中学校も26年度から、それぞれの利用者数が減ってきている。私は増えてきているとばかり思っていたので、減ってきていることが非常に意外に思った。母子シェアハウスをやっている方などに話を聞くと、本当に練馬区は母子世帯に対してやさしいと聞く。福祉事務所に尋ねると、次から次にこれもできるよ、これもできるよという形でカバーしてもらっている等、すごくいいお話ばかり聞いている。私は練馬区民として、その話を聞くと非常にうれしく思う。この利用者数が減ってきているということは、全体の費用ももちろん少なくなっているということか。

学務課長

例えば給食費、修学旅行費等について、実費相当分で算定するものと、単価が決まっているものがあるので、人数が減れば、当然、全体の支給額は減るところである。その減っている理由であるが、一言で申し上げると経済状況が好転しているためかと認識している。具体的なデータを使って調べてみたので、ご紹介させていただく。学齢期が6歳から14歳のお子さんがある練馬区の世帯を見たときに、例えば所得金額が年間で200万円未満の世帯は、平成25年から30年の5年間で、実数として1,088人、22%ぐらい減少していることがわかった。一方で、所得金額が600万円以上の世帯は、同様の5年間で1,800人ほど、率にすると12.9%ほど増えてきている。さまざまな経済政策が功を奏しており、実際に世帯の数で見ても、所得階層が比較的低い層は減り、高い層は増えているといったことがデータで確認できた。こういった状況から、割合として就学援助の利用者が減ってきているというところにつながったと認識をしている。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

2つ質問をさせていただく。23区の認定率が特別区長会で1.2倍と取り決められたということであるが、このときに1.2倍が妥当だろうと決めた理由を教えていただきたい。

もう1つ、これは陳情と関係ないかもしれないが、3ページの就学援助費の推移で、小学校と中学校を比べると、中学校のほうが要保護や準要保護の比率が高いのであるが、これはどのような理由からなのか。一般的に考えると中学校のほうが、所得が増えたりして、低くなるのかなと思う。いろいろな理由があると思うが、わかる範囲で教えていただければありがたい。

学務課長

まず1点目の昭和59年当時の申し合わせについてである。資料にしか残っていないので、私も当時のことはわからないのであるが、全般的には生活保護の1.1倍が妥当という中で、大都市特有の事情という言葉が資料には残っているのだが、この東京という地域においては、さらに0.1ポイント上げるべきであるという議論がなされたようである。当時、練馬区は1.35倍を適用していたかと思うが、この申し合わせを踏まえて1.2倍としてからは1回も変えていない。

2点目の中学校のほうで、少し割合が高い理由についてである。いろいろな理由があると思うが、1つ考えられるのは、中学校になると2割ほどの方が国立や都立、私立へ行かれるので、経済的な要因があるかはわからないが、母数が少し変わることが、こういった率に影響しているのではないかと推測している。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

私は神奈川の出身ということで話をさせていただくが、神奈川の場合は就学奨励費ということで親の収入、支弁段階に応じて、半分あるいは3分の1の支給がある。確認であるが、この就学奨励費と就学援助費は同じ捉え方なのか。教えていただきたい。

学務課長

就学援助費と就学奨励費の関係である。就学奨励費については、例えば特別支援学級に通う等の事情に鑑み、就学援助費より少し手厚くやっているものである。ただ、単価等については基本的に同じであり、所得階層をさらに広目にとるというものである。生活保護基準の1.2倍までの方は、障害があろうがなかろうが就学援助費の制度を優先して支援をさせていただくのであるが、1.2倍を超えた場合、2.5倍の階層までは奨励費の第2階層という言い方をするのだが、そこまでは就学奨励費で支援をさせていただき、さらにその上の階層に対しても一部の経費についてのみとはなるが、就学奨励費のほうで支援をさせていただいている。就学奨励費は特別支援教育の観点の助成金ということである。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

今、いろいろと質問をしたり、資料を読ませていただき、陳情項目の1つ目の入学準備金の3月支給については、すでに実施しているということで、これは採択であると思う。その他の3項目について、2つ目は特別区長会の申し合わせ事項もあったということ、3つ目はPTAが任意団体であるということ、それから4つ目は認定事務的には困難だろうと理解できるので、不採択でよろしいかと思う。

教育長

ほかの皆様方、今、高柳委員から出た意見を中心にお諮りをしてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、お諮りする。平成28年陳情第3号については、1つ目の陳情項目に関しては採択、2つ目、3つ目、4つ目の陳情項目に関しては不採択でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

それでは、その他の陳情(1)から(8)まで及び(10)、(11)の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。(2)令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、本日新たに資料が提出されている。事務局より資料の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

毎年恒例であるが、今年度もこの点検・評価をお願いする時期になった。恒例ではあるが、中身は全然違うので、常に新しい気持ちで評価しなくてははいけない。

ただいま説明があったが、今後、各委員におかれては、資料2-2の内容をご確認いただき、点検・評価表を作成していただくことになる。本日は資料の内容についてのご質問、あるいは資料に加えてほしい情報、また新しい事業のご要望などをいただければと思っているので、よろしく願います。

そして、本日、各委員よりいただいたご意見を踏まえて、次回の教育委員会定例会において、今回の資料に追加で記載したものや、あるいはご要望があった別の資料などを

改めて提出させていただき、この協議を進めてまいりたいと思っている。

それでは、ご意見やご質問があればお出しただければと思う。いかがか。

伊神委員

16、17ページの不登校対策の充実について。フリーマインド、トライに来る子の中には、いわゆる気になる子がいるかと思う。そういう子たちが、ただの不登校の位置づけでこの数に入っているのならば、少し捉え方が違うと思っている。実際に区で把握している事例などがあつたら教えていただきたい。また、今後の取組のところで、特別な支援が必要な不登校の児童・生徒とあるが、これはそういういわゆる気になる子も対象となるのか教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

情緒障害や発達障害等の傾向があるお子さんについては、フリーマインド、トライの教室の中で受け入れを行っている。フリーマインドも、トライも、学習だけをする場ではなく、心理面の寄与といったところ、特にフリーマインドでは、作業療法士が入って、感覚統合のようなところを一緒に見ている。また、そういう小集団の中にも入っていないようなお子さんについては、光が丘第一分室の「つむぎ」と呼ばれているところで、個別学習とか作業療法を行い、また集団に戻すといったことを行っている。ひとくくりにして皆さんが同じようにということではなく、一人一人に合った支援を行っている。

教育長

やはり、集団での学習が難しい子供というのはいる。そういう子供に対しては、別にまた用意して、分室で対応している。これで全てフォローできるかという、それこそ家に引きこもって、なかなか出てきてくれないという子もいる。これはあくまでも登録者数であるので、実態として、最後までこの人数がトライやフリーマインドに残って、勉強をしてくれたかという、そうもいかない。逆に学校に時々行って、学習している子も当然いるし、それぞれである。それを定量的に示すのはなかなか難しい。資料としてはこういう形にしかならないかと思う。

伊神委員

わかった。

坂口委員

中3勉強会で高校等に進学した数は見させていただいたが、その子たちがきちんと卒業できて、そして社会で自立できているのか等、そういった追跡の調査はどうされているのか。今、教育長が言われた引きこもりは、いわゆるニートという状態で家庭の中にいると思うが、そういう子たちへのケアは一体どこが担当しているのか。

学校教育支援センター所長

中3勉強会については、中学校3年生の要保護、準要保護の世帯のお子さんに対して、

学習支援、受験の支援をしているところである。毎年100%進学はしているのだが、その後については、夏ごろに追跡の調査というか、アンケートを実施している。その中で、つまずきがあったり、悩みを抱えて学校へ通えなくなったりといったお子さんについては、センターでフォローを一定程度している。先ほどお話をした「つむぎ」が、今年度から高校生年代について、つむぎフォローという形で、つまずいたときの相談窓口として機能しているところである。現在のところ、16名の方が相談をしてくださっているという状況にあり、ある程度、高校年代でつまずいたお子さんのフォローについても行っている。また教育相談室は18歳までを対象としているので、そちらでご相談をいただくといったことで、センターでは対応している。

教育長

義務教育を卒業した後の子供たちのフォローは、難しい課題であると思っている。今、学校教育支援センターで、中3勉強会に参加した子供たちについては、高校へ行ってしまうのかということも含めて追跡のアンケートをとるようにした。そういう中で子供たちの状態を見極めて、場合によっては支援につなげることも始めているが、それで全てフォローできていると言われると、なかなか難しい。一方で、若者サポートステーションでは、引きこもっていてなかなか就職活動ができない青少年に対するサポートもしている。トライやフリーマインドにかかわった子供たち、あるいは練馬区の不登校の子供たちに、すべからくその先のフォローができて、しかも支援が続いているかといわれると、これはなかなかできていないし、また、すること自体が非常に難しいと思っている。いろいろなチャンネルを用意して、そこにかかわっている子供たちを助けていく、支援していくことは今もやっていることはやっているのだが、他に何かいい手立てがあれば、ぜひやっていきたいと問題意識としては、当然持っている。

坂口委員

例えば、障害者として手帳をいただいている人たちへの就労支援については、本当に手厚いと思っている。何か職場で困ったことがあっても、障害者の支援をしているスタッフがきちんと間をつないでくださって仕事が続けられるようなサポート体制があり、その親たちも非常に感謝をしている。その立場ではなく、気になる子の状態で大人になっていくという人たちに対しては、いろいろな方法で、それぞれチャンネルをたくさん用意しておっしゃってくださっているが、社会的にドロップアウトしたままで置いおかないように、その親たちへの呼びかけとかが非常に必要ではないかと思う。非常に難しいというのはよくわかる。教育委員会のこの仕事だけではなくて、福祉部門とかでもやったほうがいいのかは等、おぼろげながら思っている。

教育長

引きこもりは、子供だけではなく、大人にもたくさんいる。そういう引きこもっている大人を支えている親たちが高齢になっていくわけで、今、8050問題と言われていく問題が顕在化してきている。それに対して、区全体としてどう対策をとるのか、今、取組を始めているところである。引きこもりだけではなく、家庭の中でいろいろと問題

を抱えている子供だけではなく大人も含めて、どう社会につなげていくのか、あるいは就労につなげていくのか、あるいは支援につなげていくのかということについては、区をあげて、教育委員会、福祉部門、医療部門、それからさまざまなほかの部門も含めて、ネットワークをつくってやっていこうということで、今、検討を始めたところである。見守っていただき、またいろいろなご意見をいただければと思う。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

21ページからの障害がある子供たちへの支援について。特に私は、項目2の事業成果にある医療的ケアが必要な児童受け入れ実績が、現在小学校4校、合計4名ということで、大変うれしく思う。この受け入れの今度の見通し等について、わかっているところで教えていただければと思う。また、22ページ、項目2の今後の取組で、訪問看護ステーションのモデル事業に取り組みれるということで期待したい。

22ページ、項目3の事業成果で、平成30年度に関町小学校に言語障害学級を暫定開設したとある。いわゆる難聴、言葉の教室の今後の開設のこと、それから弱視学級についての見通しというか、現状について、教えていただければと思う。

それから最後に23ページ、項目6の副籍交流について。健常児、それから障害のある子供たちにとって、大変重要な意義のある取組であると思っている。障害がなければ自分の地域の学校に通う子供が、重い障害のために都立特別支援学校とかに行かざるを得ない。ただ、小学校でやっているものの中で、そういった子供たちが参加できる内容のものがあると思う。送迎等さまざまな課題があると思うが、交流等ができるような取組をぜひ検討していただきたいと思っている。

学務課長

まず、1点目の医療的ケアの今後の見通しについてである。少し前になるが、東京都が推計をして、実際に医療的ケアのお子さんがどのぐらいいるのか数字を出したものがある。都の推計からすると、練馬区の4名は、かなり少ないようである。比率からいえば、おそらく10名から20名ぐらいが、医療的ケアが必要なお子さんで小中学校に通われるのもおかしくないと考えられる。この資料にもあるが、練馬区では平成29年に指針を定め、現在はたんの吸引・経管栄養・導尿の3つの医療行為を行っているところである。どういったお子さんがこれから練馬区にいらっしゃるか、また生まれてくるかということがあろうかと思うが、適宜、そのお子さんの状態をお聞かせいただき、できるだけ学校生活を送っていただけるように必要な支援を行ってまいりたいと考えている。

2点目の訪問看護ステーションについてである。導尿のお子さんについては、これまで非常勤看護師を私どもで雇用し、学校へ派遣をさせていただいていたが、モデル的に

区内の訪問看護ステーション2つと連携をして行っているところである。また来年、先ほど申し上げた3つの医療行為ではなく、インシュリンの注射が必要な子が1人入ってくる予定なので、その子に対してもこのスキームが使えないか、現在内部で検討しているところである。学校にできるだけ通えるようにという方向性で、そういったものも今後、検討していきたいと考えている。

3点目の言語と弱視学級についてである。まず言語のほうであるが、従前、区内小中学校のうち4校に言語の通級を設置していたのであるが、南町小、北町西小、石神井小、そして大泉小ということで、地理的に関町地区に言語の学級が置いていなかった。この言語障害学級の暫定開設とあるのは、現在、関町北小学校が改築を行っていることから、まず関町小に暫定開設をさせていただき、関町北小の改築が平成34年度ごろに終わったら学級を移すということである。弱視については、現在65校中1校、中村西小に弱視学級を開設していて、8名のお子さんが週に1回程度通われて、学ばれているという状況である。

4点目の副籍交流についてである。副籍交流については、これまでも新井委員からさまざまなご意見をいただいているところで、私どももできるだけ地域とのつながりをもてるよう進めているところである。具体的な取組としては、保護者への周知啓発をさらに進めるといったこともあるが、やはり学校サイドが特別支援学校というのはどういう支援を行っているのかがまだまだわからないところがあるので、知的学級を置いている校長の設置校長会というのがありますが、その実施会場をあえて、例えば板橋の特別支援学校とし、現場をいろいろ見ながらお互いに交流をし、顔が見える関係づくりを現在進めているところである。こうした取組を通じ、保護者への周知も含め、できるだけ地域との縁が切れないような形で副籍交流を進めてまいりたいと考えている。

新井委員

副籍交流については、保護者のニーズが結構あるのではないかと私は思っている。言い出せない方もいると思うので、そういう保護者の方が声を出しやすいような環境をつくっていただき、また今、課長が言われたような取組を継続して、少しずつ副籍交流等の実現に向けてやっていただければありがたいと思う。

学務課長

副籍交流について、小学校は比較的、皆さんご登録いただけるのであるが、中学校に入ると少し難しいというのがよく聞く声である。もともと平成19年度に制度が始まった当時は、希望者の方だけにご登録をいただく形であったが、やはりこれはさらに進めるべきという声を受けて、平成27年度からは原則として副籍を持つということにしている。ただ、ご案内しても、中学校ぐらいの思春期になると、もうそういうのはちょっとといった声を実際には聞くところである。さまざま保護者のニーズもあろうかと思うので、それを踏まえながら進めていきたいと思っている。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

4ページの児童・生徒の食育の推進の事業成果で、区内地場産物の使用平均日数が、28年度から30年度までで増加している。使用日数が増えるのはいいことだと思うが、もともと目標としていた日数とか割合はあるのか。

保健給食課長

数字としては、教育振興基本計画の中で目標を定めている。33年度末の目標として、小学校、中学校ともに年間54日としている。29年度は中学校で、30年度は小・中学校で、この目標を超えている。ただ、これが一時的なものにならないように、こうした数字をこれからも継続して確保できるよう、さらに取り組んでまいりたい。

教育長

目標は平均日数としているが、やはり全然使っていない学校があると、これは平均がいいからいいというわけにはいかない。すべからく練馬の小学校、中学校が地場野菜を使うように、しかもそれが目標値の54日を超えるようにしていかななくてはいけない。それについては、引き続き努力をしているということである。

伊神委員

わかった。

坂口委員

今の給食のことで質問だが、給食は何日間提供されるのか。

保健給食課長

年間190日前後となっている。

先ほど、教育長からもお話があったが、使用日数を平均すると五十何日というところであるが、多い学校は100日を超えているが、少ない学校はなかなか使用できていない。それぞれやはり学校の規模、人数、地理的な配置により、地場産物の活用がしやすいところ、しづらいところがあるので、特に使用日数があまり多くないところについては、重点的にお願いしていくといったところである。

教育長

今月末から来月初めにかけて、世界都市農業サミットを開催するが、去年の同じ時期にはプレサミットがあり、参加されたニューヨークとロンドンの方たちとレセプションでいろいろと話をした。学校の給食という制度がそもそも外国にはないところが多いのだが、自分が住んでいる土地のものを学校の給食で子供たちが食べることができるのは、

すばらしいことであるとみんな絶賛していた。目の見えるところで生産されていたものを食べることが、いかにすばらしいことか、まさに練馬区はそれを実践していると感心されていた。そういう意味でも、練馬がこうした地場野菜があるという地理的条件にあるので、ぜひ各学校でもその認識を深めてもらい、地元でとれる生産物を給食で活用することをもっと広めていかなくてはいけないと思う。ただ、一方で、給食は安定的な供給が必要であり、生産者側、農家の方々にも一定のご努力をいただかなければいけないと思うので、それとあわせてやっていきたいと思っている。

ほかにかがが。

高柳委員

2ページの項目4、学力調査結果を踏まえた学力向上への取組について。これは非常に大事な、公教育の根幹になるところだと思う。昨年度も同様なことを言わせていただいたと思うが、要望である。この全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて各学校で授業改善推進プランを作成しているが、これは十数年前からずっとどの学校でもやっていて、非常に効果的なことであると思う。ただ、授業改善推進プランの中に、どのような具体的な学力向上策があるのかが重要であると思う。学力調査の結果を分析・考察して、そして、いいところはもっとよくしていこう、課題になっているところはどのように取り組んでいくのかなど、各学校の授業改善推進プランの中には、随分財産としてあると思う。その中には、大変いい取組もたくさんある。例えば、算数の少人数授業であるとか、チーム・ティーチングなど。また学校サポーター制度とか学力向上支援講師の制度を活用して、成果を上げているところもある。そういうものを例えば4ページの体力向上推進計画の作成のところに具体的取組例として4点ほど書いてあるが、このように、授業改善推進プランをつくって具体的な取組をしているから学力が向上していることを書けないか。今後、それぞれの学校の取組をまとめて、各学校へ啓発し、お互いに共有し合っていくことが非常に大事であると思う。来年度に向けてでもいいのであるが、ぜひそういう、いい取組例を紹介してほしい。実際にやっているところもあるのは、報告書等を把握して知っているが、そうことができれば、非常にお互いの学校に参考になるであろうし、練馬区全体の施策の中でも生かされていくのではないかと思う。これは時間もかかることなので要望であるが、お願いしたい。

教育長

この資料につけ加えることは可能なのか。

4ページの体力向上推進計画の作成では、具体的な取組例が4点ほど書いてあるが、この程度は、何か学力調査を踏まえてやっていることを書けないか。

教育総務課長

今のお話のような内容であれば、加えることは可能である。

教育長

今の高柳委員のご意見は、去年も同じように言われたような気がするのですが、やはりそ

ういう意見は少しずつ取り入れながら改善していったほうがいいと思う。どうして練馬区は、東京都や国より平均点がいいのかと言われれば、やはり学力調査の結果を受けて先生たちが一生懸命授業改善に向けて研究しているわけである。その研究を受けて授業改善をしている、あるいは学力向上に向けた取組をいろいろとしているから、このような結果になる。例えば具体例として、少人数授業等いろいろあると思うので、そういうものを加えられるか。

教育総務課長

この資料の事業成果や今後の取組といったフォーマットについては、決定させていただいているのでこのままにさせていただきたいと思っているが、中身を追記することはできるので、また追記したものをご提供させていただければと思っている。

高柳委員

わかった。

教育長

特に学力向上、教育の質の向上は、教育委員会の根幹であるので、その辺のところはやはり丁寧にやるべきだと私自身も思っている。ぜひその辺については、工夫をしてほしい。

教育指導課長

今、高柳委員からいただいた、いわゆる授業改善推進プランに載せているような実際の良い取組はぜひ各学校にも紹介し、共有して、自分たちの学校にも還元できるような工夫はしてまいりたいと考えている。例えば実践事例集などが頭に浮かぶところではあるが、副校長会や教務主任会、研究主任会等で、この実践の事例紹介などの時間をとることも検討してまいりたいと考えている。

それから先ほど委員がおっしゃっていた、いわゆる支援講師やチーム・ティーチングの人員的な配置、それからサポーター制度等もあるが、今回、この夏にICTの機器も充実したので、こういったものの活用事例なども含めて、わかりやすい授業が展開されるように我々も指導・助言それから支援をしてまいりたいと考えている。

高柳委員

よろしく願います。

教育長

これは平成30年度の事業成果なので、その辺のところの限界は当然あるであろうが、今後の取組にも絡めながら、今やろうとしていることが書き込めるのであれば少し工夫してやってもらえればありがたい。

坂口委員

何年か前に、子供たちの体力テストの結果の中に、投力、ボールを投げる力が非常に弱いという指摘があった。そのときに、朝の体操とか休み時間にボールを投げる等、学校でいろいろと工夫し実践されたところ、見事に数字が戻っていき非常に驚いた。教育によって、こんなにも違うのかと思った。そういうことを数字としては書きにくいのかもかもしれないが、数字が出ていると非常にわかりやすい。もちろん全てがそうではないが。

教育長

ほかいかがか。

伊神委員

9ページにICT支援員による学校への訪問とあるが、このICT支援員という方は学校の先生なのか、それとも業者の方なのか。

学務課長

業者の方である。業者の方ではあるが、当然、教育の質の向上という観点で置いているので、いわゆる機器の操作だけではなく、授業で活用できるよう、経験のある方をお願いしているので、そういった内容でやらせていただいている。

伊神委員

わかった。

教育長

それでは本日は時間があまりないので、申し訳ないが、いろいろと見ていただき、何かこういう資料が欲しいというのがあったら、事務局まで連絡していただきたいと思う。

本日いただいたご意見、ご要望を踏まえて、整えた資料を今後の教育委員会定例会において事務局から改めて提出させていただきたいと思う。各委員におかれては、本日の説明を受け、点検・評価表の評価あるいはお気づきになった点など、作成を進められる部分については、随時、記入を進めていただくよう、よろしく願います。

それではこの案件は終わらせていただく。

その他の協議案件については、本日のところは継続とし次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① その他

i その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は予定している報告案件はない。事務局から、その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

それでは、この後、11時25分から4時間目の授業視察となる。

本日の定例会については、授業視察の終了をもって閉会とさせていただきます。